

外来医療における紹介受診重点医療機関の公表について

1 紹介受診重点医療機関とは

外来機能の明確化・連携を強化し、患者の流れの円滑化を図ることを目的として、令和3年の医療法改正により、「医療資源を重点的に活用する外来を地域で基幹的に行う医療機関」として位置付けられたもので、医療機関の意向や外来機能報告の結果等を踏まえ、地域医療構想調整会議での協議が整った場合に都道府県が公表する。

2 経過

令和4年7月21日に開催の山城南地域医療構想調整会議において、京都山城総合医療センターに担っていただく方向となっていたが、要件を確認するための外来機能報告がシステム上の不具合により本年5月によく速報値が示されたことから、その結果を踏まえて、あらためて地域での協議を行うもの

3 外来機能報告の結果

山城南医療圏内で、紹介受診重点医療機関の意向が「あり」の医療機関は、京都山城総合医療センターの1か所のみで、次のとおり要件を満たしている。

医療機関名	①重点外来の割合 初診40%以上かつ 再診25%以上	②紹介率・逆紹介率 紹介率50%以上かつ 逆紹介率40%以上
京都山城総合医療センター	○ 初診60.7% 再診32.9%	○ 紹介率55.0% 逆紹介率68.2%

4 今後の予定

各地域で協議が整った医療機関については、7月末までを目途に京都府から公表される予定

紹介受診重点医療機関について

○ 外来機能の明確化・連携を強化し、患者の流れの円滑化を図るため、医療資源を重点的に活用する外来の機能に着目して、以下のとおり紹介患者への外来を基本とする医療機関(紹介受診重点医療機関)を明確化する。

① 外来機能報告制度を創設し、医療機関が都道府県に対して外来医療の実施状況や紹介受診重点医療機関となる意向の有無等を報告し、

② 「地域の協議の場」において、報告を踏まえ、協議を行い、協議が整った医療機関を都道府県が公表する。
※紹介受診重点医療機関(一般病床200床以上の病院に限る。)は、紹介状がない患者等の外来受診時の定額負担の対象となる。

【外来機能報告】

- 「医療資源を重点的に活用する外来(重点外来)」等の実施状況
- 医療資源を重点的に活用する入院の前後の外来・高額等の医療機器・設備を必要とする外来・特定の領域に特化した機能を有する外来
- 紹介・逆紹介の状況
- 紹介受診重点医療機関となる意向の有無
- その他、地域の協議の場における外来機能の明確化・連携の推進のための必要な事項

2

- 【地域の協議の場】
- ① 医療資源を重点的に活用する外来に関する基準(※)を満たした医療機関については、紹介受診重点医療機関の役割を担う意向を確認し、紹介率・逆紹介率等も参考にしつつ協議を行う。
(※)初診に占める重点外来の割合40%以上
再診に占める重点外来の割合25%以上
 - ② 医療資源を重点的に活用する外来に関する基準を満たさない医療機関について、紹介受診重点医療機関に対する医療機関については、紹介率・逆紹介率等(※)を活用して協議を行う。
(※)紹介率50%以上及び逆紹介率40%以上
 - ③ 協議が整った場合に、紹介受診重点医療機関として都道府県が公表する。

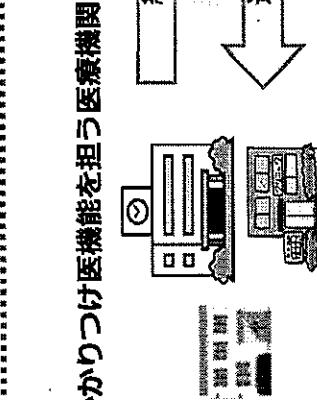
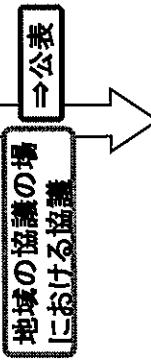
都道府県

医療機関



患者がまずは地域の「かかりつけ医機能を担う医療機関」を受診し、必要に応じて紹介を受けて紹介受診重点医療機関を受診する。状態が落ち着いたら逆紹介を受けて地域に戻る受診の流れを明確化。

紹介受診重点医療機関



・病院の外来患者の待ち時間の短縮
・勤務医の外来負担の軽減
等の効果を見込む

紹介受診重点医療機関の公表にかかる基準

厚生労働省作成の「外来機能報告等に関するガイドライン」（令和5年3月31日改正）より、**外来機能報告において医療機関の意向を確認した上で、以下の基準が示されている。**

《公表基準》

医療資源を重点的に活用する外来（重点外来）に関する基準（AかつBを満たす）

A：初診の外来件数のうち「重点外来」の件数の占める割合 $n \geq 40\%$

B：再診の外来件数のうち「重点外来」の件数の占める割合 $n \geq 25\%$

《参考とする基準》

上記を満たさない医療機関においては、紹介率・逆紹介率を参考とする。

紹介率： $n \geq 50\%$ 及び 逆紹介率： $n \geq 40\%$

紹介受診重点医療機関の公表にかかる協議の進め方①

令和5年5月17日付厚生労働省
医政局地域医療計画課通知

意向あり

① 紹介受診重点医療機関

* 「外来医療に係る協議の場」での確認

③ 「外来医療に係る協議の場」での協議

満たす 満たさない

紹介受診重点外来の基準

② 「外来医療に係る協議の場」での協議
意向なし

「外来医療に係る協議の場」での協議

地域性や医療機関の特性等を考慮して
協議（1回目）

協議を再度実施（2回目）

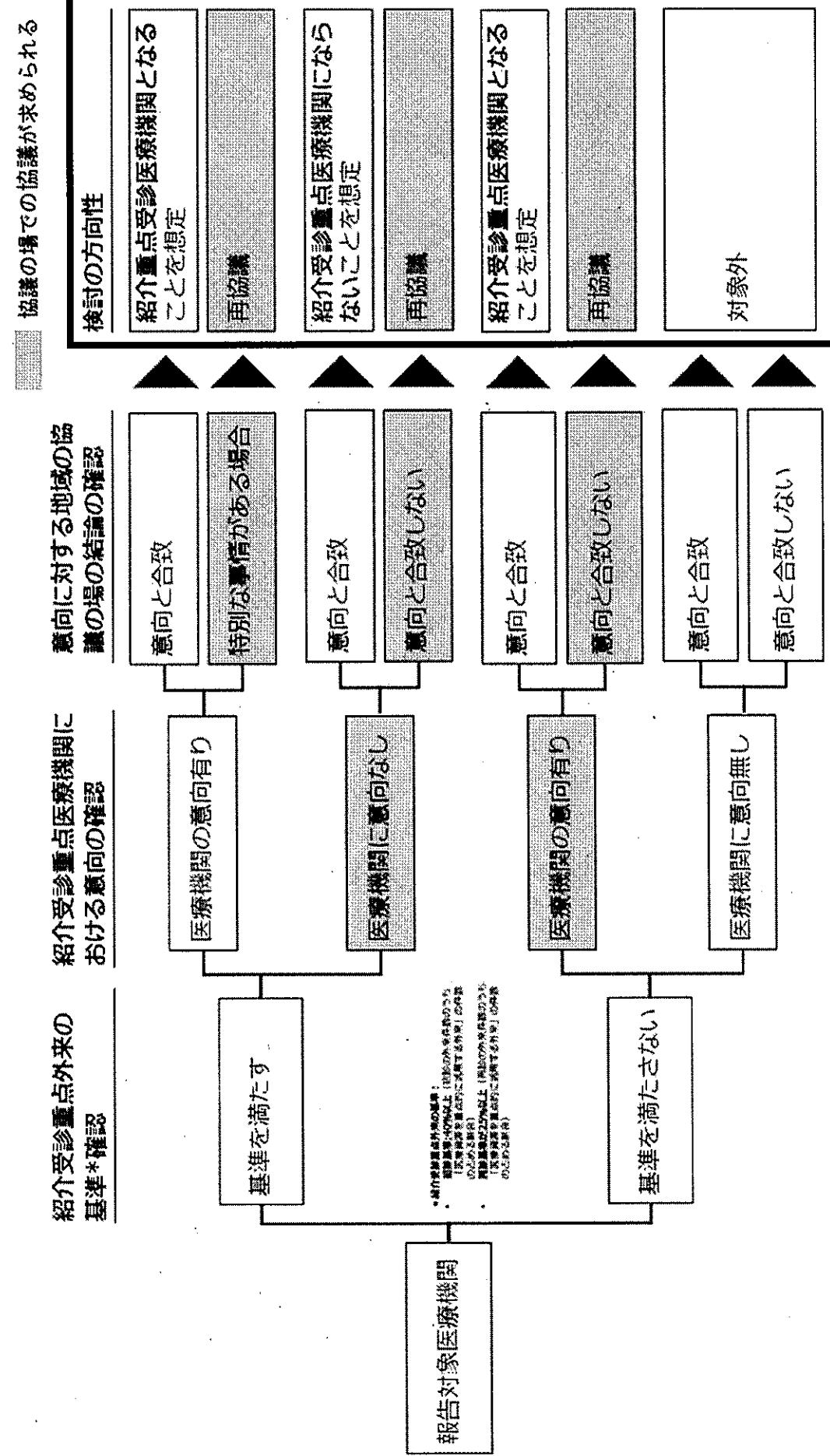


【紹介受診重点外来の基準と医療機関の意向の考え方】

- 「紹介受診重点外来の基準を満たす×意向なし」の場合
特別な事情がない限り、紹介受診重点医療機関となることが想定される。
- 「紹介受診重点外来の基準を満たす×意向なし」の場合
当該医療機関の意向が第一であることを踏まえつつ、当該地域の医療提供体制のあり方を協議の上、2回目の協議に改めて意向を確認する。
- 「紹介受診重点外来の基準を満たさない×意向あり」の場合
紹介受診重点外来に関する基準に加え、紹介率・逆紹介率等を活用して協議を行う。

② 方め進めの議協にかかるるに表公の関機療医重点診重受紹介

令和5年5月17日付厚生労働省 医政局地域医療計画課通知



特定機能病院と地域医療支援病院の取り扱い

厚生労働省作成の「外来機能報告等に関するガイドライン」（令和5年3月31日改正）により、特定機能病院と地域医療支援病院が紹介受診重点医療機関になり得ることについて、以下のとおり示されている。

《外来機能報告等に関するガイドラインの抜粋》

特定機能病院や地域医療支援病院についても、紹介受診重点外来に
関する基準を満たし、**医療機関の意向と協議の場**での結論が一致した場合、**紹介受診重点医療機関として広告することが可能である。**

【参考】

種 別	内 容
紹介受診重点医療機関	「医療資源を重点的に活用する外来」を地域で基幹的担当 医療機関患者への分かりやすさ等の外来機能の明確化
特定機能病院	高度の医療の提供、高度の医療技術の開発及び高度の医療に関する研修を実施する能力等を備えた病院
地域医療支援病院	紹介患者への医療提供、医療機器の共同利用等を行い、かかりつけ医等への支援を通じ地域医療の確保を図る病院

制度趣旨
が異なる。

紹介受診重点医療機関の公表と診療報酬算定時期のイメージ

地域医療構想調整会議後、速やかに（再協議等がない）京都府での公表手続きが完了した場合を想定。

時期	公表までの手続き	紹介受診重点医療機関に係る 診療報酬上の扱い	紹介状なしで受診する 場合等の定額負担 (特別の料金) 【義務】	※算定については厚生 局へ確認ください。 経過措置期間（6か 月）中に徴収開始。
令和5年6月～7月 ⇒ 当該医療機関の意向と調整会議 の結論が一致	地域医療構想調整会議での協議 京都府で7月末目途の公表 令和5年7月末 令和5年7月末～ 6か月以内	・紹介受診重点医療機関 入院診療加算 ・連携強化診療情報提供料		

医療資源を重点的に活用する外来

令和3年度第2回医療政策研修会
第2回地域医療構想アドバイザーハー会議

- 「医療資源を重点的に活用する外来」(重点外来)は、以下の類型①～③のいずれかの機能を有する外来る。

① 医療資源を重点的に活用する入院の前後の外来

次のいずれかに該当した入院を「医療資源を重点的に活用する入院」とし、その前後30日間の外来の受診を、類型①に該当する「重点外来」を受診したものとする。(例:がんの手術のために入院する患者が術前の説明・検査や術後のフォローアップを外来で受けた等)

- ▶ Kコード(手術)を算定
- ▶ Jコード(処置)のうちDPC入院で出来高算定できるものの(※1)を算定
※1: 6000cm³以上の熱傷処置、慢性維持透析、体幹ギブス固定等、1000点以上のもの
- ▶ Lコード(麻酔)を算定
- ▶ DPC算定病床の入院料区分
- ▶ 短期滞在手術等基本料2、3を算定

② 高額等の医療機器・設備を必要とする外来

次のいずれかに該当した外来の受診を、類型②に該当する「重点外来」を受診したものとする。

- ▶ 外来化学療法加算を算定
- ▶ 外来放射線治療加算を算定
- ▶ 短期滞在手術等基本料1を算定
- ▶ Dコード(検査)、Eコード(画像診断)、Jコード(処置)のうち地域包括診療料において包括範囲外とされているもの(※2)を算定
※2: 脳誘発電位検査、CT撮影等、550点以上のもの
- ▶ Kコード(手術)を算定
- ▶ Nコード(病理)を算定

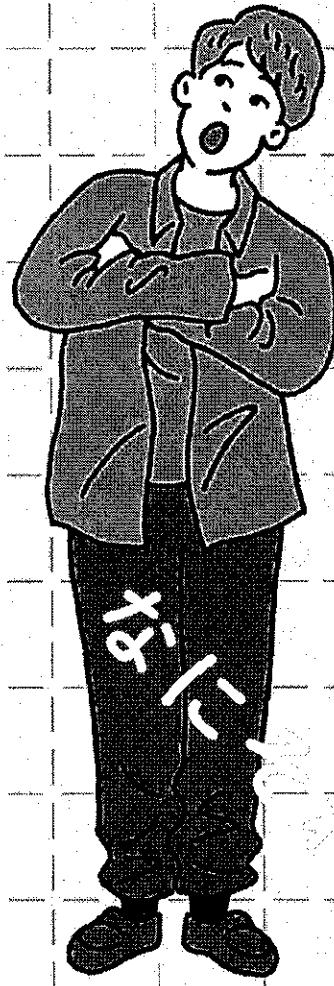
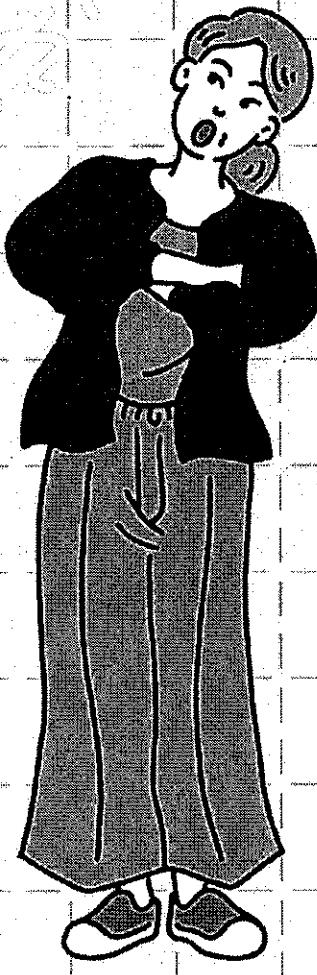
③ 特定の領域に特化した機能を有する外来(紹介患者に対する外来等)

次の外来の受診を、類型③に該当する「重点外来」を受診したものとする。
▶ 診療情報提供料1を算定した30日以内に別の医療機関を受診した場合、当該「別の医療機関」の外来

- 「医療資源を重点的に活用する外来」の項目は、必要に応じて将来的に見直すことを検討。

始まります。

紹介受診重点医療機関。



それは、かかりつけ医からの紹介状を持って
受診いただくことに重点をおいた医療機関です。

- ・この制度により、医療機関の混雑緩和や、スムーズな受診につながります。
- ・紹介状がなく来院された場合は、一部負担金(3割負担等)とは別に、「特別の料金」がかかる場合があります。

＼上手な／
医療の
かかり方

症 状



かかりつけ医



紹介状を持って
「紹介受診重点医療機関」へ

2023年新制度スタート

1 「紹介受診重点医療機関」とは？

- 外来受診の際に紹介状が必要となる医療機関です。
- 手術・処置や化学療法等を必要とする外来、放射線治療等の高額な医療機器・設備を必要とする外来を行っています。
- 「紹介受診重点医療機関」の情報は、都道府県や厚生労働省のホームページをご確認ください。



へえどうやって受診するの？

2 紹介状を用いた受診のながれ



- 「かかりつけの医療機関」を受診後、専門的な検査や治療が必要と判断された場合に紹介状が発行されます。
- 紹介状を持って「紹介受診重点医療機関」を受診し、専門的な検査や治療を受けた後は、「かかりつけの医療機関」にて、経過を見てもらいましょう。
- 「かかりつけの医療機関」と「紹介受診重点医療機関」の役割分担により、患者さんが適切な検査や治療をよりスムーズに受けられるようになり、待ち時間の短縮等が期待されます。

3 新しいかかり方のコツを 覚えて 通院しましょう！

なるほど！
待ち時間が
減るのはいいね！

